



【発信日】令和3年7月15日

【問い合わせ先】

大野市役所（2階 24番窓口）

行政経営部総務課 加藤、金森

電話 0779-64-4820

「不祥事の再発防止に向けた取り組み」の策定及び「大野市職員倫理規程」の改正について

大野市職員が収賄容疑で逮捕された事件に関し、この度、「不祥事の再発防止に向けた取り組み」を策定するとともに、「大野市職員倫理規程」を改正しましたので、お知らせします。

記

■不祥事の再発防止に向けた取り組み

- 1 目的 ・第三者委員会報告書の内容を踏まえて、再発防止に向けた取り組みを策定
- 2 資料 「不祥事の再発防止に向けた取り組み」
※別添のとおり（巻末に第三者委員会報告書添付）

■大野市職員倫理規程の改正

- 1 目的 ・時代に即した内容とするため、大野市職員倫理規程を全面的に改正するとともに手引書を新たに作成し、事業者等と接する際のルールを明確化
- 2 資料 「大野市職員倫理規程」 ※別添のとおり
「大野市職員倫理規程の手引き」 ※別添のとおり

※全ての資料を市公式ホームページで公開しています。倫理規程に基づく届出等の情報について、今後、定期的（年1回を予定）にホームページで公開します。